

5 G サービス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[ 改 正 ]

第1章～第13章 (略)

料金表 (略)

別表1 営業区域

1 (略)

2 5 G Homeでんわに係るもの

区 分		通信を行うことができる地域
(略)	(略)	(略)
関東甲信越地区	(略)	(略)
千葉県		千葉市、旭市、我孫子市、市川市、印西市、浦安市、柏市、鎌ヶ谷市、佐倉市、山武市、白井市、匝瑳市、富里市、流山市、習志野市、成田市、館山市、野田市、船橋市、松戸市、南房総市、茂原市、八千代市、八街市、四街道市
埼玉県		さいたま市、朝霞市、上尾市、入間市、桶川市、春日部市、加須市、川口市、川越市、北本市、行田市、久喜市、熊谷市、鴻巣市、越谷市、坂戸市、幸手市、狭山市、志木市、白岡市、草加市、鶴ヶ島市、戸田市、所沢市、新座市、蓮田市、羽生市、東松山市、深谷市、富士見市、ふじみ野市、本庄市、三郷市、八潮市、吉川市、和光市、蕨市
(略)	(略)	(略)
栃木県		宇都宮市、小山市、さくら市、下野市、栃木市
(略)	(略)	(略)
山梨県		甲府市、上野原市、大月市、甲斐市、中央市、都留市、韭崎市、笛吹市、富士吉田市、北杜市、南アルプス市
(略)	(略)	(略)
新潟県		新潟市、阿賀野市、糸魚川市、小千谷市、五泉市、上越市、長岡市、妙高市
(略)	(略)	(略)
中国地区	(略)	(略)
岡山県		岡山市、赤磐市、井原市、笠岡市、倉敷市、瀬戸内市、総社市、高梁市、津山市、新見市、備前市、真庭市
山口県		山口市、宇部市、下松市、山陽小野田市、周南市、長門市、萩市、光市、防府市、柳井市
島根県		松江市、出雲市、大田市、浜田市、益田市
(略)	(略)	(略)

[ 現 行 ]

第1章～第13章 (略)

料金表 (略)

別表1 営業区域

1 (略)

2 5 G Homeでんわに係るもの

区 分		通信を行うことができる地域
(略)	(略)	(略)
関東甲信越地区	(略)	(略)
千葉県		千葉市我孫子市、市川市、印西市、浦安市、柏市、鎌ヶ谷市、佐倉市、白井市、富里市、流山市、習志野市、成田市、館山市、野田市、船橋市、松戸市、南房総市、茂原市、八千代市、八街市、四街道市
埼玉県		さいたま市、朝霞市、上尾市、入間市、桶川市、春日部市、加須市、川口市、川越市、北本市、行田市、久喜市、熊谷市、鴻巣市、越谷市、坂戸市、幸手市、狭山市、志木市、白岡市、草加市、鶴ヶ島市、戸田市、所沢市、新座市、蓮田市、羽生市、深谷市、富士見市、ふじみ野市、三郷市、八潮市、吉川市、和光市、蕨市
(略)	(略)	(略)
栃木県		宇都宮市、小山市、さくら市、栃木市
(略)	(略)	(略)
山梨県		甲府市、甲斐市、中央市、笛吹市、南アルプス市
(略)	(略)	(略)
新潟県		新潟市、小千谷市、上越市、長岡市
(略)	(略)	(略)
中国地区	(略)	(略)
岡山県		岡山市、赤磐市、井原市、倉敷市、瀬戸内市、総社市、高梁市、津山市、新見市、備前市、真庭市
山口県		山口市、宇部市、山陽小野田市、周南市、長門市、萩市、光市、防府市、柳井市
島根県		松江市、出雲市、大田市、浜田市
(略)	(略)	(略)

四国地区	(略)	(略)
	愛媛県	松山市、今治市、伊予市、宇和島市、西条市、四国中央市、東温市、新居浜市
	高知県	高知市、安芸市、香美市、香南市、四万十市、須崎市、土佐市、土佐清水市、南国市
	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)

(注) 5 Ghome でんわに係る通信を行うことができる地域については、令和5年2月1日時点のものであり、変更があったときは、インターネット等を利用してそのことを掲示します。

別表2～別表7 (略)

附 則 (令和5年1月20日経企第3368号)  
この改正規定は、令和5年2月1日から実施します。

四国地区	(略)	(略)
	愛媛県	松山市、今治市、伊予市、宇和島市、西条市、四国中央市、東温市
	高知県	高知市、香美市、香南市、四万十市、須崎市、土佐市、土佐清水市、南国市
	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)

(注) 5 Ghome でんわに係る通信を行うことができる地域については、令和4年12月1日時点のものであり、変更があったときは、インターネット等を利用してそのことを掲示します。

別表2～別表7 (略)

I P 通 信 網 サ ー ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[ 改 正 ]	[ 現 行 ]
<p style="text-align: center;">第 1 章～第 15 章 (略)</p> <p>料金表 (略)</p> <p>別表 (略)</p> <p style="text-align: center;">附 則 (令和 5 年 1 月 20 日経企第 3368 号)</p> <p>1 この附則は令和 5 年 2 月 1 日から実施します。 (ドコモ光工事費無料キャンペーンの適用)</p> <p>2 当社は、この附則実施の日から令和 5 年 5 月 29 日までの間において、次のいずれかに該当する申込みを承諾した場合であつて、令和 5 年 11 月 30 日までにその承諾に基づく工事を完了したときは、契約者回線に係る工事費のうち、料金表第 2 表 (工事費) 2 (料金額) に規定する基本工事費、交換機等工事費、回線終端装置工事費の支払いを要しません。</p> <p>(1) 第 1 種契約 (通信速度種別に係る品目が 10G タイプ以外及び基本使用料の料金種別がマンションタイプに係るものに限ります。) に関する接続方式に係る品目を LAN 方式又は VDSL 方式から光配線方式へ変更するとき。</p> <p>(2) 第 1 種契約 (通信速度種別に係る品目が 10G タイプ以外及び基本使用料の料金種別がマンションタイプに係るものであつて、接続方式に係る品目が LAN 方式若しくは VDSL 方式であるものに限ります。) に係る一般契約の解除と同時に新たに第 1 種契約 (通信速度種別に係る品目が 10G タイプ以外及び基本使用料の料金種別がマンションタイプに係るものであつて、接続方式に係る品目が LAN 方式若しくは VDSL 方式であるものに限ります。) に係る定期契約を締結するとき、又は第 1 種契約 (通信速度種別に係る品目が 10G タイプ以外及び基本使用料の料金種別がマンションタイプに係るものであつて、接続方式に係る品目が LAN 方式若しくは VDSL 方式であるものに限ります。) に係る定期契約の解除と同時に新たに第 1 種契約 (通信速度種別に係る品目が 10G タイプ以外及び基本使用料の料金種別がマンションタイプに係るものであつて、接続方式に係る品目が光配線方式であるものに限ります。) に係る一般契約を締結するとき。</p> <p>(3) 特定 F T T H 事業者 (東日本電信電話株式会社に限ります。) が定める契約約款に規定する契約 (メニュー 5 - 2 における提供の形による細目が II - 1 型のものであつて、契約者回線の態様による細目がグレード 1 - 2 型又はグレード 2 のものに限ります。) について、サービス転用により、当社と I P 通信網契約 (第 1 種契約 (通信速度種別に係る品目が 10G タイプ以外及び基本使用料の料金種別がマンションタイプに係るものであつて、接続方式に係る品目が光配線方式であるものに限ります。)) を締結するとき。</p> <p>(4) 当社以外の電気通信事業者が提供する I P 通信網サービスに係る契約 (通信速度種別に係る品目が 10G タイプ以外及び基本使用料の料金種別がマンションタイプに係るものであつて、接続方式に係る品目が LAN 方式又は VDSL 方式であると当社が認めるものに限ります。) について、事業者変更を利用して当社と I P 通信網契約 (第 1 種契約 (通信速度種別に係る品目が 10G タイプ以外及び基本使用料の料金種別がマンションタイプに係るものであつて、接続方式に係る品目が光配線方式であるものに限ります。)) を締結するとき。 (ドコモ光ミニに係る基本使用料の料金種別の変更に関する工事費無料キャンペーンの適用)</p> <p>3 当社は、この附則実施の日から令和 5 年 5 月 29 日までの間において、基本使用料の料金種別がドコモ光ミニである I P 通信網サービスについて、基本使用料の料金種別の変更があつた場合であつて、令和 5 年 11 月 30 日までにその変更に基づく工事を完了したときは、契約者回線に係る工事費のうち、料金表第 2 表 (工事費) 2 (料金額) に規定する基本工事費、交換機等工事費、回線終端装置工事費、機器工事費、配線経路構築工事費の支払いを要しません。</p>	<p style="text-align: center;">第 1 章～第 15 章 (略)</p> <p>料金表 (略)</p> <p>別表 (略)</p>